

第 1 2 回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和 7 年 1 2 月 1 5 日 (月)

場 所 市役所 4 階 4 0 1 大集会室

議事日程

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について (申請件数 1 件)
- 議案第 2 号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 4 件)
- 議案第 3 号 生産緑地の買取り申出に伴う意見について (申請件数 1 件)
- 議案第 4 号 生産緑地に係る主たる従事者の証明願について (申請件数 1 件)
- 議案第 5 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について (申請件数 2 件)
- 議案第 6 号 市民農園整備運営計画の承認について (申請件数 1 件)
- 報告第 1 号 農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 7 件)

応召委員 (1 3 名)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 1 番 | 荻野 光徳 | 2 番 | 乙幡 昇治 |
| 3 番 | 峰岸 豊 | 4 番 | 山田 伸一 |
| 5 番 | 比留間 望 | 6 番 | 宮崎 義憲 |
| 7 番 | 比留間孝明 | 8 番 | 大口 貴司 |
| 9 番 | 高橋 文雄 | 1 0 番 | 内野 一彦 |
| 1 1 番 | 中村眞由美 | 1 2 番 | 川口 広敏 |
| 1 3 番 | 加藤 武 | | |

職務のために出席
した者 (事務局)

事務局 長 池谷 正太郎
事務局次長 井上 ひとえ
事務局 川島 一利

午後 4 時 7 分開会

議 長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、
誠にありがとうございます。

	これより第１２回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は全員でございます。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第６条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。 それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
議 長 (加藤 武君)	異議なしと認め、６番宮崎義憲委員と１２番川口広敏委員以上２名の方をお願いいたします。 それでは、議案第１号「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、１件あります。 事務局より説明いたさせます。
事 務 局 (井上ひとえ君)	説明の前に、議案第６号「市民農園整備運営計画の承認について」、９月の総会で審議し承認していただきました内容の一部変更が生じたので、追加議案とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、説明いたします。 議案第１号「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、１件申請がありました。 譲渡人、譲受人及び土地の所在地、地積については記載のとおりで地目は畑で、権利の種類は所有権移転でございます。 譲受人は、親族の方（弟等）で、現所有者の方（兄）から管理を引き継ぎ、竹林等を管理しタケノコを収穫するとしており、特に問題はないものと考えております。 以上でございます。
議 長 (加藤 武君)	ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。 それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。
６ 番 (宮崎 義憲君)	本日午後１時３０分から土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議長
(加藤 武君)

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」 1 件あります。

申請番号 1 番の農地でございますが、①、②はタケが栽培されておりました。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

また、譲受人については、親族の方で、現所有者の方から管理を引き継ぎ、竹林等を管理しタケノコを収穫するとしており、特に問題はないかと思われま

す。以上のことから、議案第 1 号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、山田委員。

4 番
(山田 伸一君)

申請番号 1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。現地は管理されており、特に問題はないと思われま

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、承認をしたいと思

います。御異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 1 号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第 2 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

議案第 2 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4 件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、令和4年3月12日に相続し、適用年月日は、令和4年11月16日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成25年4月2日に相続し、前回調査は、令和5年1月16日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は山林でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成19年4月11日に相続し、前回調査は、令和4年12月15日になります。

申請番号4番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成10年4月10日に相続し、前回調査は、令和4年12月15日になります。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6番
(宮崎 義憲君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」4件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①はコマツナ、ホウレンソウ、スナップエンドウ、②はネギ、ブロッコリー、ウメ、ネギ、③はクリ、④はクリ、ハクサイが栽培され、一部作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号2番の農地でございますが、①はダイコン、一部作付け準備中、②はムギ、一部作付け準備中、③は作付け準備中、

	④はお茶が栽培されておりました。 現地は、適正に管理されており問題はないようでした。 申請番号3番の農地でございますが、①はウメ、キウイフルーツ、ミカンが栽培されておりました。 現地は、適正に管理されており問題はないようでした。 申請番号4番の農地でございますが、①、②はお茶、③はお茶、柿、④は柿が栽培されておりました。 現地は、適正に管理されており問題はないようでした。 以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。
議 長 (加藤 武君)	報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。 はい、比留間孝明委員。
7 番 (比留間孝明君)	申請番号1番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしく申し上げます。
議 長 (加藤 武君)	他にございますか。 はい、山田委員。
4 番 (山田 伸一君)	申請番号2番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしく申し上げます。
議 長 (加藤 武君)	他にございませんか。 はい、乙幡委員。
2 番 (乙幡 昇治君)	申請番号3番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしく申し上げます。
議 長 (加藤 武君)	他にございませんか。 はい、峰岸委員。

3 番
(峰岸 豊君)

申請番号4番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。
御意見等ないようですので、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。
御異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、証明書の発行をすることといたします。
次に、議案第3号「生産緑地の買取り申出に伴う意見について」、1件あります。
事務局より説明いたします。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。
生産緑地法の買取り申出に伴う意見について、令和7年11月5日付で市長より1件の照会がございました。
主たる従事者、土地の所在地、地積、地目は記載のとおりとなります。故障事由については、別添の診断書のとおりとなっております。
事務局といたしましては、対象者が高齢であること、また、医師の診断書等により、主たる従事者の故障と判断する旨を、武蔵村山市長に対して回答したいと考えておりますが、皆様からの御意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
以上でございます。

議 長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。
それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6 番
(宮崎 義憲君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第 1 号「生産緑地の買取り申出に伴う意見について」、1 件あります。

申請番号 1 番の農地でございますが、①は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

また、12月5日に会長、会長職務代理、峰岸委員等で、本人の自宅において協議しており問題はないということです。農業者の主たる従事者として認めてよろしいと思われま

議 長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、峰岸委員。

3 番
(峰岸 豊君)

申請番号 1 番の農地でございますが、現地を確認しております。特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、議案第 3 号「生産緑地の買取り申出に伴う意見について」は、農業委員会の意見を添えて、市長に報告したいと思ひます。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 3 号につきましては、主たる農業従事者であると市長に報告いたします。

次に、議案第 4 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第 4 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願に

議長
(加藤 武君)

ついて、1件申請がございました。

申請番号1番につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和7年10月10日、農業従事者本人の故障により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます

以上でございます。

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6番
(宮崎 義憲君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第4号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、峰岸委員。

3番
(峰岸 豊君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませんので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他に、ございませんか。

御意見等ないようですので、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第４号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第５号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、２件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第５号、農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の２第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が２件ございました。

申請番号１番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和８年２月１日から令和１８年１月３１日までの１０年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定新規就農者でございます。

申請番号２番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和８年２月１日から令和１８年１月３１日までの１０年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、申請番号１番の方と同じでございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6 番
(宮崎 義憲君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①は作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号2番の農地でございますが、①は作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

1番、2番の申請人は同一の方で、本市の認定新規就農者の方であり問題はないかと思われます。

以上のことから、議案第5号につきましては、承認してよろしいかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、大口委員。

8 番
(大口貴司君)

申請番号1番、2番の農地でございますが、現地を確認しております。

適正に管理がされており、すぐに作付けしても問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

借用する方も認定新規就農者として農業経営を行っており、問題はないと思われます。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」につきましては、承認をしたいと思います。

御異議ございませんか。

委員

異議なし

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第5号につきましては、承認をすることといたします。

次に議案第6号「市民農園整備運営計画の承認について」

事務局
(井上ひとえ君)

て」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

それでは御説明いたします。

議案第6号 市民農園整備運営計画の承認について1件の申請がございました。

本件は、令和7年9月16日の総会において承認されておりますが、内容に一部変更がございましたので、再度審議いただくものでございます。

変更があった箇所でございますが、まず、「5 利用期間その他の条件」に団体の項目が追加され、利用料金・区画に団体が追加になっております。

次に、「7 資金計画」でございますが、団体が追加されたことにより変更になっております。

次に、市民農園の図面の一番上の部分が団体区画になっております。

次に、「貸付契約書(案)」ですが、団体用のものが追加されており、その第2条で構成人員が4人以上のグループが団体となっております。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告させていただきます。

それでは宮崎部会長、よろしく願いいたします。

6番
(宮崎 義憲君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第6号「市民農園整備運営計画の承認について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①、②、③は作付け準備中でした。

④は、ハウレンソウが栽培され、一部作付け準備中、⑤はダイコンが栽培され、一部作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

以上のことから、議案第6号につきましては、承認してよろ

議長
(加藤 武君)

しいかと思えます。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

それでは、私から報告いたします。

変更後の市民農園整備運営計画につきましては、法令の規定に基づいた適切な計画であると思われま

他にございませんか。

御意見等ないようですので、議案第6号「市民農園整備運営計画の承認について」は、承認をしたいと思います。

御異議ございませんか。

委員

異議なし

議長
(加藤 武君)

ありがとうございます。それでは議案第6号につきましては、承認をすることといたします。

次に、報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、7件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、7件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番、2番、4番、5番、6番が住宅用地、3番が駐車場、7番が事務所でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

では、私から報告いたします。

申請番号1番、3番、7番の農地でございますが、現地を確認しております。

特に問題ありませんので、よろしく願いいたします。

4 番
(山田 伸一君)

他にございませんか。
はい、山田委員。

申請番号 2 番、4 番の農地でございますが、現地を確認しております。
特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。
はい、大口委員。

8 番
(大口 貴司君)

申請番号 5 番、6 番の農地でございますが、現地を確認しております。
特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。
御意見等ないようですので、報告第 1 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。
以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、第 1 2 回総会を終了いたします。
大変お疲れ様でした。

午後 4 時 3 6 分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。
令和 7 年 1 2 月 1 5 日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩